

新旧料金表

◎大門総合会館

【改定料金（平成31年度から）】

1 ホール等

(単位：円)

施設名	使用日の区分	基本使用料							超過料金 (1時間につき)
		午前	午後	昼間	夜間	昼夜	全日		
		9時～12時	13時～17時	9時～17時	18時～22時	13時～22時	9時～22時		
大ホール	平日	9,570	19,140	28,070	23,610	41,630	47,690	4,790	
	土・日・休	11,010	22,010	32,280	27,150	47,870	54,840	5,500	
こぶしホール	平日	9,450	12,600	18,290	12,600	19,240	23,040	3,150	
	土・日・休	10,870	14,490	21,030	14,490	22,130	26,500	3,620	

備考

- 1 使用者が入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合の大ホールの使用料の額は、基本使用料に次に掲げる割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 入場料等の1人当たりの徴収額の最高額（以下「入場料等の最高額」という。）が1,000円を超え2,000円以下の場合にあつては、100分の120
 - (2) 入場料等の最高額が2,000円を超え3,000円以下の場合にあつては、100分の130
 - (3) 入場料等の最高額が3,000円を超え5,000円以下の場合にあつては、100分の150
 - (4) 入場料等の最高額が5,000円を超える場合にあつては、100分の180
- 2 使用者が商業宣伝、営業その他これらに類する目的（以下「商業宣伝等の目的」という。）をもって使用するときのこぶしホールの使用料の額は、基本使用料に100分の180を乗じて得た額とする。
- 3 ホールを練習又は準備のために使用する場合の使用料の額は、基本使用料に100分の40を乗じて得た額とする。
- 4 使用時間が超過した場合における1時間未満の端数は、1時間として計算する。

2 会議室等

(単位：円)

施設名	基本使用料												超過料金 (1時間につき)
	3時間まで	4時間	5時間	6時間	7時間	8時間	9時間	10時間	11時間	12時間	13時間		
101会議室	1,920	2,560	2,880	3,200	3,520	3,710	3,900	4,090	4,280	4,470	4,660	640	
102会議室	930	1,240	1,400	1,560	1,720	1,810	1,900	1,990	2,080	2,170	2,260	310	
展示室	2,550	3,400	3,830	4,260	4,690	4,950	5,210	5,470	5,730	5,990	6,250	850	
視聴覚室	1,920	2,560	2,880	3,200	3,520	3,710	3,900	4,090	4,280	4,470	4,660	640	
いこいの間	930	1,240	1,400	1,560	1,720	1,810	1,900	1,990	2,080	2,170	2,260	310	
軽運動室	1,920	2,560	2,880	3,200	3,520	3,710	3,900	4,090	4,280	4,470	4,660	640	
401会議室	1,920	2,560	2,880	3,200	3,520	3,710	3,900	4,090	4,280	4,470	4,660	640	
402会議室	1,920	2,560	2,880	3,200	3,520	3,710	3,900	4,090	4,280	4,470	4,660	640	
403会議室	1,920	2,560	2,880	3,200	3,520	3,710	3,900	4,090	4,280	4,470	4,660	640	
404会議室	1,920	2,560	2,880	3,200	3,520	3,710	3,900	4,090	4,280	4,470	4,660	640	
405会議室	930	1,240	1,400	1,560	1,720	1,810	1,900	1,990	2,080	2,170	2,260	310	
406会議室	930	1,240	1,400	1,560	1,720	1,810	1,900	1,990	2,080	2,170	2,260	310	
寿の間	2,880	3,840	4,320	4,800	5,280	5,570	5,860	6,150	6,440	6,730	7,020	960	
茶道室	1,920	2,560	2,880	3,200	3,520	3,710	3,900	4,090	4,280	4,470	4,660	640	
501会議室	1,920	2,560	2,880	3,200	3,520	3,710	3,900	4,090	4,280	4,470	4,660	640	
502会議室	930	1,240	1,400	1,560	1,720	1,810	1,900	1,990	2,080	2,170	2,260	310	
料理実習室	2,580	3,440	3,870	4,300	4,730	4,990	5,250	5,510	5,770	6,030	6,290	860	
なでしこ	930	1,240	1,400	1,560	1,720	1,810	1,900	1,990	2,080	2,170	2,260	310	

備考

- 1 使用者が商業宣伝等の目的をもって使用するときの使用料の額は、基本使用料に100分の180を乗じて得た額とする。
- 2 使用時間が超過した場合における1時間未満の端数は、1時間として計算する。

【現行料金（平成30年度まで）】

(単位：円)

		基本使用料					
		午前	午後	昼間	夜間	昼夜	全日
		9時～12時	13時～17時	9時～17時	18時～22時	13時～22時	9時～22時
大ホール	平日	12,860	19,780	25,300	22,540	34,980	39,130
	土・日・休	14,800	22,750	29,100	25,930	40,230	45,000
こぶし ホール	平日	8,490	12,260	15,290	13,780	20,580	22,840
	土・日・休	9,760	14,110	17,590	15,850	23,660	26,280
101会議室		1,290	2,010	2,590	2,300	3,600	4,040
102会議室		640	1,000	1,300	1,150	1,800	2,030
展示室		1,930	2,690	3,300	3,000	4,380	4,840
視聴覚室		1,540	2,300	2,910	2,610	3,990	4,450
いこいの間		640	1,000	1,300	1,150	1,800	2,030
軽運動室		1,290	2,010	2,590	2,300	3,600	4,040
401会議室		1,290	2,010	2,590	2,300	3,600	4,040
402会議室		1,290	2,010	2,590	2,300	3,600	4,040
403会議室		1,290	2,010	2,590	2,300	3,600	4,040
404会議室		1,290	2,010	2,590	2,300	3,600	4,040
405会議室		640	1,000	1,300	1,150	1,800	2,030
406会議室		640	1,000	1,300	1,150	1,800	2,030
寿の間		1,930	2,980	3,810	3,400	5,280	5,910
茶道室		1,290	2,010	2,590	2,300	3,600	4,040
501会議室		1,290	2,010	2,590	2,300	3,600	4,040
502会議室		640	1,000	1,300	1,150	1,800	2,030
料理実習室		1,930	2,980	3,810	3,400	5,280	5,910
なでしこ		1,540	2,300	2,910	2,610	3,990	4,450

備考

- 1 リハーサルのために大ホールを使用する場合の使用料の額は、基本使用料に100分の40を乗じて得た額とする。
- 2 準備のためにこぶしホールを使用する場合の使用料の額は、基本使用料に100分の40を乗じて得た額とする。
- 3 加算料金
 - (1) 入場料等(使用者が徴収する入場料又はこれに類するものをいう。)徴収の場合
 - 入場料等の額が1,001円～2,000円の場合、基本使用料に100分の20を乗じて得た額
 - 入場料等の額が2,001円～3,000円の場合、基本使用料に100分の30を乗じて得た額
 - 入場料等の額が3,001円～5,000円の場合、基本使用料に100分の50を乗じて得た額
 - 入場料等の額が5,001円以上の場合、基本使用料に100分の80を乗じて得た額
 - 入場料等の額は、当該入場料等の1人当たりの徴収額の最高額をもって区分する。
 - (2) 商業宣伝、営業その他これらに類する目的の場合 基本使用料に100分の50を乗じて得た額
 - (3) 許可を受けた使用時間帯を超えて使用する場合 1時間(1時間未満は、1時間とする。以下同じ。)につき、当該使用時間帯の基本使用料に100分の25を乗じて得た額
 - (4) 酒席の場合 基本使用料に100分の30を乗じて得た額
 - (5) 電気器具を持ち込んで使用する場合 1時間につき、当該電気器具の定格消費電力1キロワット当たり50円